食育活動の全国展開事業委託費（新規）

【７４（－）百万円】

対策のポイント

○　食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民等に対して食育の効果が波及するよう、農林水産業に関する国民への情報発信の場を活用して有識者フォーラムや交流会等を実施し、食育を国民運動として展開します。

○　食をめぐる課題解決に資する食育資材を作成し、様々な食育活動で活用を図ることにより、効果的な食育の取組を全国展開します。

＜背景／課題＞

・我が国の食生活をめぐる様々な問題を踏まえ、平成17年に食育に関する国の責務や基本的施策を定めた「食育基本法」が策定されました。

・農林水産省においては、食事バランスガイドの普及、食を支える農業体験機会の提供等の取組を実施し、消費者の食や農業に対する関心を高める等、一定の成果を上げてきましたが、①食の重要性についての認知は広がってきているものの、バランスの良い日本型食生活等の実践には至っていない、②関心の低い消費者の割合も依然として高い、という課題があり、**健全な食生活の実践を促す取組、関心の低い消費者への働きかけや気づきを促す取組が求められています。**

（日本型食生活とは）

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のことをいいます。

政策目標

日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（27年度までに27%）

＜主な内容＞

１．事業内容

（１）食育における課題解決に向けた普及啓発　　６５（－）百万円

食育における課題解決に向けた有識者フォーラムや、地域の食育優良事例を踏まえた交流会等の取組を、農林水産業に関する国民への情報発信の場を活用して実施することにより、食に関心の低い層や食育に取り組んだことのない国民への働きかけと効果の波及を図ります。

（２）食育教材の作成等　　９（－）百万円

指導者向けの食育教材を作成し、研修会を開催することにより、食への関心や食の選択能力を高めるための食育活動の効果的な普及を図ります。

２．委託先　　民間団体等

３．事業実施期間　　平成２５年度～２７年度

［お問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（０３－３５０２－５７２３（直））］